

山形大学医学部看護学科
編入学生並びに保護者 各位

各団体の趣旨説明書

学生教育研究災害傷害保険

本学では、学生生活中に不慮の災害事故などにあった場合に、補償を受けることができる「学生教育研究災害傷害保険」、ならびに正課中（臨床実習、看護実習などの医療関連実習を除く。）、学校行事中及びその往復途中で他人にケガをさせたり、他人の器物を破損したことにより生じる損害賠償責任事故を保証する「学研災付帯賠償責任保険」という制度への加入を勧めております。

これは、被保険者が大学の教育研究活動中に生じた事故、ならびに通学及び学校施設等相互間の移動中に発生した事故などによって、身体に障害を被った場合や、他人にケガをさせた場合に保険金が支払われるものです。インターンシップや教育実習等ではこの保険への加入が義務づけられている場合が多く、加入していない場合は参加できないことがあるため、原則として全員加入としております。

詳細については、ホームページに掲載されている「学生教育研究災害傷害保険のご案内」及び「学研災付帯賠償責任保険のご案内」等をご覧ください。

また、加入申込は保険料の納入をもって代えさせていただいております。保険証書は発行されませんので、同封の保険のご案内は必ずお手元にご用意願います。

なお、生活面をサポートする保険は、それぞれ希望者が加入する任意加入となっております。（「大学生協取扱の保険（学生総合共済等）」及び「学研災付帯学生生活総合保険」等）

ご希望に合わせて加入願います。

保険資料は合格者用ホームページに掲載されています

＜問い合わせ先＞山形大学エンロールメント・マネジメント部
学生支援課学生支援担当
TEL：023（628）4135

山形大学校友会

山形大学校友会は、山形大学の在学生、卒業生、役員、教職員及び本会の趣旨に賛同いただいた方を会員として、平成18年12月に設立されました。会員数は約3万人で（令和4年3月現在）、会長は玉手英利学長です。

本会は、山形大学の発展に寄与するため、学生の学業及び課外活動等への助成並びに全学的なキャンパス間の交流活動を支援するとともに、会員相互の親交を図り「山形大学コミュニティ」の醸成・強化に資することを目的とする全学組織です。

現在行っている主な支援事業は以下のとおりです。

- ① 山形大学グローバル化支援（「外国人との対話の先に見える世界」発見プログラム、大学間交流協定大学への短期派遣留学生、博士課程学生研究発表）
- ② 学生の修学支援（英語合宿、校友会大学院学生表彰（校友会長賞）、学生推薦図書の購入、山形美術館を活用した修学支援、データサイエンススタディセッション）
- ③ 課外活動支援（大学祭、雪合戦大会、ビーチサッカー大会、公認サークル）
- ④ 学生の就職活動支援（公務員志望学生に特化した早期自己開発キャリア支援、障がい学生への早期キャリア支援、合同企業説明会参加学生への就活応援セット提供、学生によるキャリア Café の運営、「留学生 OB から見た日本の企業文化及び会社へのアプローチ方法」本を出版）
- ⑤ 大学・社会貢献活動支援（科学で子供たちに笑顔を届け隊、山形大学 SDGs 始動事業、同窓生と在学生をつなぐ「山形大学史」資料アーカイブ構築、山大生による山形大学の魅力発信プロジェクト）
- ⑥ 会員相互の親交を図る事業（校友会会員となった新入生への入会記念品の贈呈、校友会「学生幹事」による校友会 PR と自主的な活動、卒業生と大学・学生との連携、若手卒業生の組織化、卒業・修了留学生への記念品の贈呈、交流プラットフォーム事業、各キャンパス等のイベントを利用した校友会及び同窓会の PR、各学部同窓会と校友会の情報共有事業）

山形大学校友会ウェブサイト



山形大学校友会交流プラットフォーム



＜問い合わせ先＞山形大学エンロールメント・マネジメント部
校友会事務局

TEL：023（628）4867



山形大学医学部看護学科同窓会会則

第1章 総 則

第1条 本会は山形大学医学部看護学科同窓会（樹氷会）と称す。

第2条 本会は本部を山形大学医学部看護学科内に置く。

第3条 本会は会員相互の親睦をはかり、会員と山形大学医学部看護学科の発展並びに看護学の向上に寄与することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 会員名簿の発行
2. 同窓会報の発行
3. その他本会の目的達成に必要と認められる事業。

第5条 本会則に定めるもののほか、施行に関し、必要な細則は理事会の議決を経て別に定める。

第2章 会 員

第6条 本会の会員は次の通りとする。

1. 会 員

山形大学医学部看護学科を卒業した者
山形大学大学院医学系研究科看護学専攻を修了した者
山形大学医学部看護学科に所属した教員
山形大学医学部関係者で入会を希望する者

2. 準 会 員

山形大学医学部看護学科学生
山形大学大学院医学系研究科看護学専攻学生

第3章 役 員

第7条 本会に次の役員を置く。

1. 会 長 1名
2. 副会長 約2名
3. 理事 約20名
4. 卒業生代表 各学年2名

第8条 理事は会員から約20名を選出する。

1. 会長（理事長）は理事会にて候補者の選出を行い、総会の承認をもって決定する。
2. 副会長（副理事長）は理事会にて候補者の選出を行い、総会の承認をもって決定する。
3. 理事は理事会にて候補者の選出を行い、総会の承認をもって決定する。

第9条 役員はそれぞれ次の職務を行う。

1. 会長（理事長）は本会を代表し、一切の会務を総括する。
2. 副会長（副理事長）は会長を補佐し、会長に不測の事態がある時はその職務を代行する。
3. 理事は会務を分掌し、各々の職務は理事会にて決定する。
4. 卒業生代表は、各学年の総意を代表し、本会の円滑な運営に協力する。

- 第10条 1. すべての役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
2. 補欠により選出された役員の任期は前任者の残任期間とする。
3. 役員は任期終了においても後任が決定するまでの任務を行うものとする。

第4章 会 議

第11条 本会の会議は総会および理事会の2種とする。

- 第12条 1. 総会は定例総会及び臨時総会の2種とし、理事会の決定に基づき会長がこれを召集する。
2. 定例総会は年1回開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。
3. 総会の議長は出席会員から選出する。
4. 総会の成立は10分の1以上の会員（ただし前年度および前々年度の会費未納者を除く）の出席を必要とする。ただし委任状を認める。
5. 総会の議決は出席会員の過半数の同意により決定し、可否同数のときは、議長がこれを決定する。
6. 次の事項は総会の議決または承認を得なければならない。
（1）役員の承認
（2）事業報告および当該年度の事業計画に関する事項
（3）予算および決算に関する事項
（4）会則の変更
（5）その他、理事会が必要と認めた事項

- 第13条 1. 理事会は理事をもって組織し、本会の業務を企画運営し、総会の決議を要する事項を除く一切の事項を議決する。
2. 理事会は
（1）会長が必要と認めたとき
（2）理事5名以上または会員20名以上からの開催の請求があったとき
会長がこれを召集する。
3. 理事会の議長は会長とする。
4. 理事会の成立は半数以上の理事の出席を必要とする。ただし、委任状を認める。
5. 理事会の議事は出席理事の過半数の同意により決定する。

第5章 会 計

- 第14条 1. 本会の資産は次の各号をもって構成し、理事会がこれを管理する。
（1）会費
（2）寄付金
2. 会員は次の通り会費を納める。ただし、準会員から会員になった場合の入会金は不要とする。
（1）会員
入会金 5,000 円
終身会員費 30,000 円
（2）準会員
入会金 5,000 円

- 第15条 1. 予算および決算については総会の承認を得なければならない。
2. 本会に会計監査2名を置き、決算時に監査報告する。会計監査は会員から理事会が推薦し、総会の承認を得る。
3. 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 会則の変更

第16条 会則の変更は理事会出席者の3分の2以上の同意により発議し、総会にて議決する。

附則

本規約は平成9年4月1日より施行する。

附則

本規約は、平成10年8月1日に一部変更し、同日より施行する。

附則

本規約は、平成11年4月1日に一部変更し、同日より施行する。

附則

本規約は、平成16年1月31日に一部変更し、同日より施行する。

附則

本会則は、平成20年9月1日に一部変更し、同日より施行する。

附則

本会則は、平成25年6月8日に一部変更し、同日より施行する。

附則

本会則は、平成27年6月13日に一部変更し、同日より施行する。

附則

本会則は、平成28年6月18日に一部変更し、同日より施行する。

附則

本会則は、平成30年6月9日に一部変更し、同日より施行する。

山形大学医学部看護学科後援会会則

第1章 総 則

第1条 本会は、山形大学医学部看護学科後援会と称し、事務所を山形大学医学部内に置く。

第2条 本会は、医学部看護学科の教育活動を援助することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 学生の福利厚生に関する援助
- (2) 医学部看護学科と家庭との連絡
- (3) 学生の課外活動の援助
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事項

第4条 本会は、正会員及び賛助会員をもって組織する。

- (1) 正 会 員 医学部看護学科に在学する学生の保護者又は保証人
- (2) 賛助会員 本会の趣旨に賛同する者

第2章 役員及び任務

第5条 本会の役員及び選出方法は、次のとおりとする。

- (1) 会 長 1 名 理事会において、理事のうちから推挙する。
- (2) 副 会 長 2 名 理事のうちから会長が委嘱する。
- (3) 理 事 若干名 正会員のうちから選出する。
- (4) 監 事 2 名 理事会において理事を除く正会員のうちから推挙する。

第6条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときにその職務を代行する。
- (3) 理事は、重要案件を審議する。
- (4) 監事は、会計を監査する。

第7条 役員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第8条 会務諸般の相談にあずかるため、本会に顧問を置くことができる。

第9条 会長は、本会の事務を処理するため、幹事及び事務員を委嘱する。

第3章 会 議

第10条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、役員をもって構成し、第1回を5月に、第2回を翌年3月の年2回開催する。

ただし、臨時の理事会は、会長が必要と認めたとき又は理事の過半数の同意を得て開催することができる。

3 理事会は、会長が招集し、その議長となる。

4 臨時の理事会には、審議事項により監事の出席を要しないことがある。

第11条 理事会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 会長及び監事の推挙に関すること。
- (2) 会務の報告に関すること。
- (3) 事業計画に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。

- (5) 会則の改廃に関する事。
- (6) その他理事会において必要と認めた事項。

第12条 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立し、出席した理事の過半数の同意をもって議決する。

第4章 会 計

第13条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

- 2 会員の会費は、42,500円とし、入学の際に全額を納入する。
ただし、2年次転学部会員は、30,000円、3年次編入学会員は、20,000円とする。
- 3 賛助会員の会費は、年会費1口10,000円とし、入会の際に全額を納入する。
- 4 納入した会費は、返還しない。

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 雑 則

第15条 この会則に定めるもののほか必要な事項については、別に定めることができる。

附 則

- 1 この会則は、平成5年4月26日から施行する。
- 2 本会の初年度の役員の選出は、発起人が行う。

附 則

- 1 この会則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 本会理事の選出方法は、別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成9年6月2日から施行し、平成9年3月19日から適用する。
- 2 本会の次年度の役員の選出は、現理事会が行うものとする。

附 則

- 1 この会則は、平成11年6月3日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成21年3月17日から施行する。

○理事の選出について（申し合わせ）

平成8年5月23日（木）開催
山形大学医学部看護学科後援会
理 事 会 承 認 事 項
平成20年3月17日一部改正

山形大学医学部看護学科後援会会則第5条1項第3号の理事の選出については、
下記によるものとする。

記

1. 新会員より選出する理事は、原則として山形県外に在住する会員1名、山形県内に在住する会員2名を候補者とする
2. 会長は、候補者の中から理事を委嘱する。
3. 会長は、3月と5月の理事会において、委嘱した理事を報告する。